

令和6年度 東広島市立平岩小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立平岩小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願うために共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立平岩小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 社会の一員として、交通安全ルールを守り、集団で登下校をする。登下校については、次のことを指導する。

(1) 登校

通学班での登校を原則とする。集合時刻、集合場所、交通のマナーを守り、決められた通学路を通る。

(2) 下校

通学班で全校児童が一斉に下校をする。

一斉下校(木) 14:55

学年ごとの下校班で下校をする。

学年下校(月・火・水・金) 5校時14:35, 6校時15:30

但し、学校行事等で日程が変わる場合は、この限りではない。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1) 登校は7:40～8:00の間にいき、教室で宿題の提出をしたり、連絡帳を書いたりした後、着席して静かに読書を行う。(体育朝会のある日は、体操服に着替える。)

(2) 欠席の場合、8:10までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

(3) 遅刻の場合、8:10までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、教室に行く。

(4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。

(5) 遅刻・早退のどちらの場合も、一人で登下校させずに保護者の管理の下で行う。

(6) 原則、登校したら校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。頭髪については、次のことを指導する。

(1) 目にかからない髪の長さとする。目にかかる場合、ピンを使って留める。

(2) 肩にかかる場合、耳の下で一つか二つに結ぶ(後ろに垂らす)。その際、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。平岩帽子や赤白帽子をかぶるのにむずかしいため頭の上では結ばない。華やかな髪飾りはしない。髪は染めない。

(服装)

第5条 決められた服装で学校生活及び登下校をする。

(1) 制服

①上着…襟なしダブル・イートン型基準服(紺色)

②シャツ 襟付き白色シャツ(カッター・ポロシャツ)でズボン・スカートの中に入れる。

シャツの下には、必ず下着を着用する。

※下着は基準服から見えないようにする。(タートルネック、ハイネック不可)

※半袖の下にアンダーシャツを着用しない。

③ズボン、スカート…紺色の基準服

④靴下…白色、紺、黒色(ワンポイント・スニーカーソックスは不可)

⑤通学靴…白色の運動靴、雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

⑥上靴…白色の体育館シューズ(つまさきに色がついていてもよい。)

⑦帽子…平岩帽子(紺色・校章の刺繍入り)

⑧名札…学校指定の名札を左胸に付ける。

⑨体操服…白色(襟・袖まわりに紺色が入ったものも可)、クォーターパンツ、赤白帽

⑨給食服…白いエプロン、白い帽子、マスク

(2) 冬季の場合

①防寒着…基準服を着ても寒い場合は、登下校時のみ着用可。(11月～3月)

②長ズボン…基準服を着ても寒い場合は登校後も着用可。

(ジャージ素材のもの、紺・黒・グレー、11月～3月)

③手袋…登下校時及び休憩時間の外遊びの時は、着用可。

④セーター、ベスト…基準服を着ても寒い場合は、その下に着る。(紺・黒・グレー)

⑤マフラー(ネックウォーマー)…登下校のみ着用可。

⑥使い捨てカイロは持ってこない。(体調不良の時は配慮をする)

(持ち物)

第6条 学習に必要なもの持参しない。

(1) ランドセルや筆箱にキーホルダーなどの飾りはつけない。

(2) スマートフォン、携帯電話は学校に持ってこない。

(校内生活)

第7条 校内生活については次のような指導を行う。

(1) 授業

①自分の持ち物には、必ず記名をする。

②時間(チャイムの合図)を守る。

③授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。

(2) 休憩時間

①学校の外や立入り禁止場所には行かない。

②校内放送は、黙って静かに聞く。

③特別教室や他の教室には、勝手に入らない。

④廊下等、校舎内を走らない。

⑤学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。

⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)

(3) 保健室利用

①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。

③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

(4) 給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい掃除をする。

(6) 教育相談

①学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや心のサポーターと連携する。

(7) その他

①学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。故意に破損した場合は、弁償するとともに関係機関と連携する。

②けがや体調不良で、保護者に送迎をしてもらう場合は、プール横の門から入り指定の駐車場へ駐車する。

③卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止とする。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り指導したにも関わらず校外に移動しない場合は関係機関と連携する。



第3章 校外での生活に関すること

(自転車の乗り方)

第8条 自転車の乗り方について、次のことを指導する。

- (1) 3年生以下の児童は、道路で自転車に乗らない。4年生以上の児童も、校区外、国道では自転車に乗らない。
- (2) 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用して交通ルールを守る。
- (3) 横断歩道は、自転車を押して渡る。

(防犯対策)

第9条 防犯対策として次のことを指導する。

- (1) 防犯ブザーや笛を身に付ける。(登下校時には、ランドセルに付ける。)
- (2) 安全の合言葉「いかのおすし」を守る。
- (3) 地域の方に出会ったら、進んであいさつをする。
- (4) 身の危険を感じた時は、近くの「こども110番の家」や大人の人に助けを求める。
- (5) 家の人に行き先や帰る時刻を伝えてから遊びに行く。

(トラブルの未然防止)

第10条 対人関係のトラブルを防止するため、次のことを指導する。

- (1) 児童だけで校区外に出ない。
- (2) 児童だけでお店に行かない。
- (3) 友達の家の人留守のときには、家の中に入らない。
- (4) おごりあいや物(ゲームソフト・カード・課金アイテムなど)の貸し借りや交換をしない。
- (5) インターネット、スマートフォン、ゲームは家の人との約束や時間を守って使う。
- (6) 家の人のお許しがないお金は家から持ち出さない。
- (7) 学校や公園、または道路などではおかしを食べたりジュースを飲んだりしない。

(安全のために)

第11条 安全確保のため、次のことを指導する。

- (1) 決まった時刻までに、必ず家に帰る。
4月から9月…午後6時までに帰り着く。10月から3月…午後5時までに帰り着く。
- (2) 踏切は子どもだけで渡らない。
- (3) 危ない遊びや迷惑になることはしない。

第4章 校区外の生活における保護者の責任

この章では、保護責任の観点から、保護責任についても記載する。本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

第12条 校区外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけでの校区外への外出
- (2) 児童だけでの娯楽施設への入店(カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等)
- (3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊
 - ①保護者は、夜間(午後11時から翌日午前4時までの時間は広島県の青少年育成条例でも規制)児童を外出させないようにする。
 - ②保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (4) 情報通信機器の取扱いについて
 - ①本市では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。スマートフォン・タブレット等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、フィルタリングの啓発等に努める。
- (5) 酒タバコ類等の購入
 - ①保護者は、酒タバコ類を児童に購入させないようにする。
- (6) 危険箇所への立入り
 - ①保護者は、立入り禁止箇所や池等に児童が立入らないようにする。
- (7) 交通違反
 - ①道路交通法に違反させないようにする。
- (8) 金品
 - ①トラブルの原因となるので、金銭や物品の貸し借りや授受をさせないようにする。

第5章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送ることができるよう、自己を振り返らせるために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第13条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。問題行動とは、次の(1)(2)に挙げるような行為をいう。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①飲酒・喫煙
- ②暴力・威圧・強要行為③建造物・器物損壊
- ④窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ⑤性に関するもの
- ⑥薬物等乱用
- ⑦交通違反
- ⑧刃物等所持
- ⑨その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ①いじめ
- ②暴力行為(対教師、児童間、対人、器物破損)
- ③登校後の無断外出・無断早退
- ④指導に従わない(指導無視、暴言、授業エスエーブ、授業時の立ち歩き)
- ⑤携帯電話等の不要物の持ち込み
- ⑥不正行為(テスト等のカンニング)
- ⑦家出及び深夜徘徊
- ⑧金品強要
- ⑨飲酒・喫煙及び準備行為(購入・所持)
- ⑩その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導等)

第14条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し、指導を行う。

(1) 説諭による指導

- ①口頭による説諭指導(短時間での指導)

(2) 学校反省指導

- ①別室による反省指導(内省指導・個別学習・奉仕活動)
- ②授業観察による反省指導
- ③教育相談と反省指導を複合した指導
(スクールカウンセラー、心のサポーター、スクールガードリーダー等の活用)
- ④保護者来校による授業観察指導

(特別な指導を実施するにあたって)

第15条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 反省期間については、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。
- (5) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童で問題行動を繰り返す場合、市教委に報告し、関係機関と連携しながら指導を行う。

(規程の周知)

第16条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等での説明を行う。児童には、生活のきまり(平岩っ子のやくそく)として指導する。